

# 第 2 1 期

## 第 2 回大分県内水面漁場管理委員会

### 議 事 録

開催日時 令和 3 年 2 月 8 日(月) 1 4 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



第21期大分県内水面漁場管理委員会 第2回委員会

1. 開催日時 令和3年2月8日(月) 14時
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 坂井美穂  
藤本勝美  
飯倉速美  
手島勝馬  
久寿米木洋子  
北西滋  
宮名利光廣  
岩本郁生(会長、議長)  
園田賢文  
  
欠席委員 北村東太  
  
農林水産部 景平審議監兼漁業管理課長  
  
漁業管理課 大塚参事、大石主幹(総括)、三ヶ尻主幹、佐藤主査、  
堀切主任  
  
水産振興課 高野課長、渡邊主幹(総括)、甲斐技師  
  
臨席者 幸秀夫(鶴崎漁協)、藤澤衣里(中部振興局)、大口孝男  
(豊肥振興局)
4. 議事録署名委員 飯倉速美委員、園田賢文委員
5. 審議事項及び審議結果  
第1号議案 第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和2年度中間実績  
について  
審議の結果 原案のとおり承認することに決した  
第2号議案 「大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報

の保護等に関する規程」の一部改正について  
審議の結果 原案のとおり承認することに決した

## 6. 審議概要

参事 ただいまから第21期第2回大分県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

漁業管理課の大塚です、本日もよろしくお願いたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員10名中9名が出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

それでは、景平審議監からごあいさつを申し上げます。

景平審議監 ( あいさつ )

参事 ありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をいたします。まず、表紙に「議案書」と書かれたもの、右上に資料①、資料②と書いた資料3部をお配りしています。

不足はございませんか。

本委員会終了後には、研修会として、大分県農林水産研究指導センター 水産研究部 北部水産グループ 西研究員より「大分川におけるアユ資源の有効利用手法の開発」と題してご講演いただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務規程第8条第1項により、会長が議長を務めることとなっていますので、岩本会長に以後の議事進行をお願いたします。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。

飯倉委員さんと園田委員さんをお願いします。

それでは議事に入ります。第1号議案の「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和2年度中間実績について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事

それでは議案書の2ページをお開きください。第1号議案「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和2年度中間実績について」を説明します。

2ページの下の方に漁業法の抜粋を載せていますが、「第168条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。

また、「第169条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。」ことになっており、「第2項、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。」とされていることから、令和2年度の中間実績を報告するものです。

まず、漁業権の種類と県内の第5種共同漁業権の免許状況についてご説明します。議案書の3ページをご覧ください。

漁業権は漁業法でその内容が定められており、定置、区画、共同の3つの漁業権があります。定置漁業権は文字通り定置網漁業を営む権利であり、区画漁業権は水面の一定の区域内で養殖業を営む権利で第1種から第3種まで3つ種類があります。

共同漁業権は、一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利であり、第1種から第5種まで5つ種類があります。このうち、内水面に関係するものは第1種と第5種の2つであり、第1種は、あおのり、かき、しじみなど泳ぎまわらない、すなわち定着性の生物を目的とする漁業権です。第5種は、第1種以外のもので内水面で営む漁業権です。

次に県内の第5種共同漁業権の免許状況についてご説明します。

県内では、現在、15の河川漁協に12の第5種共同漁業権が免許されています。存続期間は平成26年1月1日から平成35年、すなわち令和5年12月31日までの10年間です。

それぞれの河川の状況に応じ、漁業権の内容となっている魚種は異なっており、例えばあゆはすべての漁業権で、わかさぎは、4つの漁業権で免許の内容とされています。

さきほどご説明したとおり、漁業法では、第5種共同漁業権の免許を受けた者は、免許の内容となっている魚種の増殖をすることが義務づけられており、本県では従前から当該年度の組合経費の30%以上を増殖事業に充てることを義務として河川漁協に課しています。

各河川漁協では、毎年度、漁業権魚種の増殖計画をつくり、県に提出します。これを内水面漁場管理委員会で審議、承認しており、本年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年8月5日に開催されました第20期第10回委員会でご審議をいただき、ご承認をいただいたものです。

この計画に基づく昨年10月末までの中間実績について、各漁協からの報告を取りまとめて、計画と中間実績を2段書きにしたものが、議案書の4ページと5ページの一覧表です。

見開きになっていますが、最初にこの表の見方についてご説明しますので4ページの表の上をご覧ください。①から⑦までの番号を付しています。

①は組合の年間の総経費見込みです。

②は増殖事業費です。

③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました30%以上必要というのはこの数字です。

④、⑤、⑥は増殖事業費の内訳で、④が放流、⑤が産卵場造成、⑥がその他となっていて、計画と実績がそれぞれ2段書きになっています。また、計画、実績とも、上の欄が量で、下の欄に金額を記載しています。

今後の事業予定がある漁協につきましては、3段書きにし、一番下に最終見込みの金額を記入しています。

最後の⑦は各漁協ごとの特殊事情や、今後の増殖事業を記載しています。また、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということもこの欄に記載しています。

さて、問題となります③の増殖事業費の割合につきましては、各漁協の状況を実績の欄で見たいと思います。

最初に免許番号1の山国川漁協ですが、①の組合経費について

は3月末の見込みの数字ですが1,080万8千円で、②の増殖事業費の自己資金の10月末段階の実績が339万4千円で、③の増殖事業費の割合が35.3%となっていますが、⑦の備考欄の4行目にありますように、今後、あゆの中間育成を予定しております。最終的な増殖事業費割合は56.6%になる予定です。

次に免許番号2のうち駅館川漁協ですが、①の組合経費が282万3千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が217万2千円で、③の増殖事業費の割合が82.6%となっていますので、30%を超えています。

同じく免許番号2の長洲河川漁協は、すでに30%を超えています。また、宇佐山郷淡水漁協についても、③の割合がすでに30%を超えています。

次に、免許番号3のうち大野川漁協ですが、①の組合経費が4,128万5千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が1,000万4千円、③の増殖事業費の割合が24.2%となっていますが、⑦の備考欄の5行目にありますように、今後、うなぎの中間育成を予定しております。最終的な増殖事業費割合は35.3%になる予定です。

次の鶴崎漁協は、①の組合経費が521万4千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が123万2千円、③の増殖事業費の割合が23.6%となっていますが、⑦の備考欄の4行目以降にありますように、今後、うなぎの放流を予定しております。最終的な増殖事業費割合は32.3%になる予定です。

免許番号4の番匠川漁協と、次の5ページの免許番号5の堅田川漁協も、③の割合がすでに30%を超えています。

次の免許番号6の玖珠郡漁協ですが、①の組合経費が384万9千円で、②の増殖事業費の自己資金の実績が78万円6千円、③の増殖事業費の割合が20.7%となっていますが、⑦の備考欄の3行目以降にありますように、今後、えのはの放流や「はえ」の産卵場造成を予定しております。最終的な増殖事業費割合は30.5%になる予定です。

次の免許番号7から12の日田漁協、大分川漁協、桂川漁協、宇目町漁協、臼杵河川漁協、津江漁協は、③の割合がすでに30%を超えています。

以上のように全ての漁協で③の増殖事業費の割合が30%を超えているか、今後、超える予定となっています。

コイの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続を図ることが必要とされています。このため、水産庁の指導で、「コイを放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いになっています。

また、「ふな」、「はえ」の種苗の入手が困難であるということから、産卵場造成による増殖を行っています。

以上で中間実績の説明は終わります。

議 長           ただいま事務局から報告がありました。第1号議案についてご質問、ご意見はありませんか。

園田委員       増殖事業費の割合が、全ての漁協で30%を超える見込みとのことですが、確認方法を教えてください。

議 長           令和3年度になって実績が確定しましたら、再度、県に実績を提出して頂いて、それを次回の委員会でみなさんにお諮りして確認をします。毎年そういった手順で30%を超えたのかを確認しています。

園田委員       各漁協からの報告書で確認するんですね。

参 事           そうです。

議 長           他にご質問はありませんか。

坂井委員       増殖事業費の割合が非常に高くなっている組合がありますが、その内訳を見ますと、組合経費が計画よりもかなり下がっている組合があるようで、考えられる理由を教えてください。

参 事           そこの分析はできてませんので、実績の時にきちんと見てまた皆さんにはご説明したいと思います。



議 長 他にご質問等なければ「令和2年度増殖事業中間実績」については、原案のとおり確認したとしてよろしいでしょうか。

委員一同 ( 異議なし )

議 長 それでは、「令和2年度増殖事業中間実績」については、報告のとおり確認し、今後も、事務局は各漁協に積極的な増殖を指導してください。

次に、第2号議案「大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報保護等に関する規程」の一部改正について、事務局から報告してください。

参 事 議案書の6ページをお開きください。

第2号議案は、大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正についてです。

本規程につきましては、大分県個人情報保護条例に基づきまして、平成14年5月に内水面漁場管理委員会が制定したもので、委員会が保有する個人情報の開示等について規定しています。

次の7ページの一部改正理由書の「1改正の概要」をご覧ください。

今回、押印の見直しに伴い、個人情報開示請求等において法人が代理人として請求する場合の押印を廃止するとともに、代理人であることの証明書類として求めていた法人印鑑証明書の提出を廃止するものです。

また、開示決定通知等を郵送するために必要な郵便番号の記載を開示請求書等に追加するものです。

具体的な変更内容について説明します。

議案書の8ページの新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正案で右の欄が現行となります。

左の欄の下線を引いている「郵便番号」が今回加える予定のもので、開示決定通知等を郵送するために必要な郵便番号の記載を開示請求書等に追加するものです。

次に、右の欄の「代表者の氏名及び代表者の印」ですが、これは、個人情報開示請求等において法人が代理人として請求する場

合に「代表者の印」を押印するものですが、押印の見直しに伴い、この「代表者の印」を廃止するものです。

次の9ページをご覧ください。右の欄の下部にある請求資格の確認のための「法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書」という文言ですが、この代理人であることの証明書類として求めていた法人印鑑証明書の提出を廃止するものです。

次の10ページ以降に記載している第10号様式と第14号様式も同じ変更内容となります。

次に議案書の14ページをご覧ください。今回の改正については、大分県報に登載して公示する予定ですが、これが告示する改正案となります。この規程の施行につきましては、本年4月1日の予定です。

資料②として、改正後の規程を参考につけていますので、後ほどご一読下さい。変更をした箇所を赤字にしています。

なお、本規程については、現在、法令担当課が審査しているところで、指摘等により、字句の修正など内容に変更を伴わない軽微な修正については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思えます。

また、大分県内水面漁場管理委員会では現時点で個人情報を取り扱っておりませんが、必要になった場合に備え改正するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

議 長 先ほど当委員会について実績は無いとのことですが、それはこういった各種の請求書が出ていないということですか。

参 事 今の所、内水面漁場委員会では個人情報を取り扱うことがありませんのでこの規程が適用されることがないということですか。

議 長 他にご意見もないようですので、第2号議案については、原案のとおり改正することを承認することで、ご異議ありませんか。

委員一同 ( 異議なし )

議 長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり承認することとします。

以上で予定していた議案は終了いたしました。

1点の報告があるようなので事務局は説明してください。

三ヶ尻主幹 事務局の三ヶ尻です。

資料①をご覧ください。

令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の報告をいたします。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議となっております。

内容は、第1号議案の令和3年度中央省庁提案項目案について、(1)令和2年度第1回漁場管理対策検討会結果、(2)提案項目(案)に係るアンケート調査結果について協議がなされました。

特に(1)の結果については、資料①のページ番号1～19に添付しています。現在の内水面の問題点が集約されていますので、後日、ご一読いただければと思います。特に問題なく承認されております。

第2号議案の次期役員県については、山口県、佐賀県、宮崎県香川県に決まりました。

第3号議案 次期開催県については、大分県に決まりました。

開催時期は例年11月頃になり、皆さんに会議や意見交換会等に出席して頂くこととなりますのでよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

特になければ、以上で報告事項が終わりましたが、ほかに何かありませんか。ほかにないようであれば、これで本日の議事を終了します。

参 事 ご審議誠に疲れ様でした。これをもちまして委員会を閉会します。

以上、第21期大分県内水面漁場管理委員会第2回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年2月8日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員